

支部ニュース

2018 年 8 月 No.537

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202 号

TEL0-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

●新宿区 公園利用規制問題

※「新宿区立公園使わせて！ 7.31 新宿アピールデモ」の報告金田健太郎 1

※公園利用規制問題で新宿区に申し入れに行ってきました！青龍美和子 1

●中学校道徳教科書採択の取り組み

※大田区での道徳教科書採択に向けての取り組み中川千栄子 3

※「中学校道徳の教科書採択の取り組み」橋詰 穰 4

●安倍改憲 NO!! 3000 万署名の取り組み

※三多摩法律事務所の 3000 万署名の取り組み川口 周地 5

※各事務所の 3000 万署名の取り組み (あかしあ, 東京, 渋谷共同) 6

●3000 万署名弾圧事件の報告と小金井市議会決議高畠 健人 6

●日本大学の非常勤講師 8 名が提訴本田 伊孝 8

●杉並区長選挙の御礼とご報告三浦 佑哉 9

●団女性部 50 周年 記念シンポジウムとレセプションへのお誘い女性部長 中野 和子 10

●サマーセミナー 松尾匡立命館大学教授講演の案内(その 2)幹事長 野澤 裕昭 11

●7 月幹事会議事録 12



新宿区 公園利用規制問題

「新宿区立公園使わせて！ 7. 31 新宿アピールデモ」の報告

東京法律事務所 金田 健太郎

アピールデモ実行委員会は、7月31日、新宿柏木公園で「新宿区立公園使わせて！ 7.31 新宿アピールデモ」を行い、300名の参加を得ました。

集会では主催者挨拶の後に、当事務所の本田弁護士、三雲新宿区議（弁護士・立憲民主）、沢田新宿区議（共産）、救援会都本部の山崎事務局長、地元の新宿ピースウォーク実行委員会など、合計5名から連帯挨拶をいただきました。

デモでは、「表現の自由を守れ」、「区立公園使わせて」等の要求を沿道でコールしました。サウンドカーから音楽を流しながら訴えたので、注目度は高かったと思います。

なお、アピールデモ実行委員会が行った署名は合計6392筆（内訳：個人署名3141筆、ネット署名3251筆）に達しました。また336団体が団体署名を提出しました。

残念ながら吉住新宿区長は新たな公園の使用基準について、撤回の意思をみせていません。8月1日、地元新宿の団体がデモを行います。8月2日以降に区内でデモ使用できる公園は中央公園のみに制限されます。撤回を求める側は、法律家、学者、区議団、運動体がそれぞれの動きをしているので、それらがまとまり、より大きな運動にすべく検討中です。新たな公園の使用基準の撤回と、ヘイトスピーチの規制を求めて引き続き取り組んでいきます。



公園利用規制問題で新宿区に申し入れに行ってきました！

東京法律事務所 青龍 美和子

新宿区公園規制問題で、団東京支部が6月29日に出した「新宿区の『デモの出発地として使用できる公園の基準』見直しに反対し、直ちに新『基準』の撤回を求める声明」を持って、7月5日、野澤幹事長、平松事務局長、事務局の奥住さんとともに、新宿区に申し入れに行ってきました。

対応したのは、みどり公園課長の依田氏でした。朝日新聞、毎日新聞、東京新聞、東京民報の記者さんたちが取材に来てくれました。野澤



幹事長が声明の趣旨を説明し、新「基準」が適用される8月1日までに見直しを求めましたが、課長らはその予定はないとの回答でした。

今回の新「基準」で使用できないとされた柏木公園については、私も新宿区内の九条の会が集まって行われたピースウォークに何度も参加しましたし、沖縄辺野古への基地建設反対のデモを企画したときも柏木公園を出発地点・ゴール地点にしていました。また、同じく使用できなくされた西戸山公園は西武新宿線の高田馬場駅近くにあり、毎年正月に「脱原発西武戦沿線連合」のデモに参加していました。これらの公園が今後使用できなくなれば、これまでやってきたようなデモがしにくくなるのは明かです。私も新宿区内の公園をデモの出発地点として利用してきた一市民として、区に訴えました。そうしたところ、依田課長らは、「新宿中央公園があるじゃないですか。何が不都合なんですか」と、1つの公園が使用できれば十分だと発言したのです。たしかに新宿中央公園もデモに利用したことはあります。しかし、新宿中央公園から新宿駅前の大通りの多い大通りに出るまでは、相当な距離があります。デモはたくさんの人に見てもらうことに意味があり、新宿駅前の大勢の人の前を通らなければ意味がありません。歩く距離が長くなれば、足の不自由な人や体力の少ないお年寄りなどはなかなか参加できません。西戸山公園についても、新宿中央公園から高田馬場駅付近まで歩いて行くのにはかなりの距離があり、現実的ではありません。

その他、依田課長らは、昨年2017年にデモが増え、その頃から近隣住民の苦情が多数寄せられるようになったと言っていました。しかし、これもかなり抽象的な話で、いつ、何件の苦情が寄せられたのか、という具体的な話は何もありませんでした。

区への申し入れの後、都庁記者クラブで記者会見を行いました。前記した各社の他にも数社加わって取材に来てくれましたが、翌日、「しんぶん赤旗」以外はとくに取り上げてくれなかったようです。取材に来てくれた東京新聞の記者からは、柏木公園の周辺住民に取材したところ、やはりデモが多くてうるさいという意見があったという話を聞きました。デモをする側も、公園でもどこでも拡声器で大きな音を出してデモをさせろと言っているわけではありません。騒音だと苦情があるのであれば、大通りに出るまでは拡声器を使わないとか、より良い手段があるはずです。にもかかわらず、デモが全面的にできなくなるような公園の使用規制は、やはり過度な規制だと、改めて認識しました。

騒音から周辺住民の平穏な生活を守るという目的でデモを規制することが全国的に許されるのであれば、全国各地にある米軍基地も住宅密集地にあって周辺住民の生命・身体にとって危険ですし、騒音被害も大きいだから撤去せよ、という話になるはずです。飛躍しているかもしれませんが、デモを規制するくらいなら、まずは米軍基地の撤去を求めろ、と言いたいところです。

その後、7月24日に、新宿区の公園規制について考えるシンポジウムが開かれ、予想を大きく超えて会場満杯の87名の参加で成功しました。

また、緊急で集めたネット署名は、東京地評と国民救援会がよく動いてくださり、短期の割に400名にも迫り、よく集まりました。また、自由法曹団東京支部の他、自由人権協会、東京弁護士会、第二東京弁護士会も声明をあげてくれました。新宿区のような流れを他の自治体に広げないためにも、ぜひ支部全体で取り組んでほしいと思います。今後もよろしく願います！



中学校道徳教科書採択の取り組み

大田区での道徳教科書採択に向けての取り組み

東京南部法律事務所 中川 千栄子

【苦い経験を繰り返さない】

大田区では、2011年にまさかの育鵬社歴史・公民教科書採択という苦い経験から、以来、教科書問題の学習会、教育委員会傍聴、学校への働きかけ、区民への宣伝、採択前の教科書閲覧と意見書提出など、できることは何でもやろうと取り組んできました。

【今回の中学校道徳教科書採択に向けて】

① 6月10日「中学校道徳教科書を考えるつどい」

「公正な教科書採択を求める大田区民の会（以下、区民の会）」「大田子どもの教育連絡会（以下、子ども連）」「大田の教育を考える会」の3者が中心となった取り組みで、100名超の参加者で現役教員も労働組合の違いを超えて参加しました。特別な教科道徳の問題点と具体的に教科書の内容を紹介して、誰もが区民意見を提出できることを目的とした学習会にしました。



②区民意見を書くにあたっての参考コメントの作成

「展示会に行こう、区民意見を出そう」をよびかけました。が、道徳は社会科より意見を書くのが難しい。これは実感でした。日本の伝統、国旗国歌を敬いましょうと書いてあればさすがに？？と思いますが、読み物として読んでしまうと何が問題か気づきにくいのです。そこで、コメントの参考例を作成普及しました。

これは元教員の方々が手分けして8社3学年すべての教科書にあたり協議し作成した力作です。大前提の意見としては「心に段階を付ける教科書は選ばないでください」特に日本教科書、教育出版、廣済堂あかつきは22の徳目別に段階評価させるのでNGとしました。

③大田区立中学校28校への要望書提出（子ども連として）

「日本国憲法と子どもの権利条約に沿った教科書が採択されますよう大田区的全中学校からの学校意見書の提出をお願い申し上げます。」

④教育委員会へ要望書提出（区民の会として）

（教科書採択にあたっては）「一方的な押し付けのない教科書を選んでください」「心に段階評価をつける教科書を選ばないでください」「採択に当たっては学校、教員の意見を尊重してください」など

⑤大田区立中学校28校の入学式での門前宣伝（区民の会、子ども連協力して）

⑥道徳地区公開講座の参観よびかけ

実際にどんな授業が行われているか参観し、今後道徳で成績を付けないでほしいなどの感想を書いてきました。

【7月17日教育委員会 教科書調査委員会の報告】

6月の教科書展示会で出された区民意見は469件、東京書籍、光村図書、学習研究社に好意的な意見多数、学校意見は28校すべてから出され東京書籍、光村図書、日本文教に好意的な意見多数との報告でした。閲覧者が少なく心配しましたが、最終は昨年の小学校での意見書350を超えました。

教育委員から教科書の自己評価欄は活用されるのか、活用するかしないか教員に裁量はあるかとの質問に対し、調査委員会から原則は教員の裁量であるが、多くの教員が自己評価欄を活用すると思われる、それが教員の働き方改革にもつながるという返答がありました。道徳を評価すること自体が教員の負担になっていることの表れだと思います。



【8月3日採択の傍聴席は200席】

調査委員会報告と採択の教育委員会の傍聴席は昨年も2015年も90席、傍聴者はいつも抽選となりました。しかし、今回の採択時の教育委員会会場は大田区民ホールアプリコの小ホールとなりました。教育委員会の手配にも感謝しますが、区民の運動の成果でもあると思います。

どんな採択結果となるか……。これからも地域のみなさん、教職員の方々と協力して、子どもの心に成績をつけないで、個人が大切にされる教育をめざしていきたいと思います

「中学校道徳の教科書採択の取り組み」

三多摩法律事務所 橋詰 穰

小学校に続き、来年度から中学校で道徳が教科となります。今夏がまさにその教科書採択の時期で、9月には各地で使われる教科書が採択結果が出そう見込みです。

多摩地域では、各地域の民主団体が、教科書採択に向けた取り組みをしています。昨年度の小学校の道徳教科書採択が終わった後には、「子どもと教育を守る三多摩の会」の主催で各地の関係団体が一同に集まり、取り組みの総括と交流を図る機会を持ちました。次年度の中学校の道徳教科書採択を見据えたものです。自治体によって見本の展示会のあり方や学校への回覧の方法、教育委員会の採択のやり方が異なるなど、有意義な経験交流の場となりました。今春からは中学校の採択に向けた学習会が各地で開かれてきました。中学道徳教科書は8社が作っていますが、中には「こんな会社が道徳を？」と思える会社もあります。ただ、他の教科書会社も文科省の出していた道徳副読本から題材を多く取り上げており、目立った善し悪しは感じられません。学習会では、子どもと教科書全国ネット21が作成した資料も参照しながら、教科書の内容や教科書会社ごとの特徴や違いなどを市民と共有しました。一部の教科書の題材には、史實的に不正確な内容や、憲法的な観点からは誤解を与えかねない内容もありますし、愛国心を含む徳目ごとの達成度を生徒自身に数値で自己評価させるものもあります。このような教科書の問題意識を教育委員会に届けることは重要であることから、各地で「市民アンケート」と「教育委員会の傍聴」を運動の中心に据えています。採択に先だって市役所や図書館などで行われる教科書の見本の展示会に出向き、「市民アンケート」に感想や意見を記入する取り組み



みです。呼びかけを行うチラシでは、教科書を比較する際のポイントをまとめたり、アンケートの記載の一例(「徳目別に自己評価させて心に段階をつける教科書には反対」、「平和や民主主義や人権を大切にする道徳が身につく教科書を」等)を示すなどしています。そして、実際に「教科書採択」を行う教育委員会の傍聴に参加し、採択結果に市民が強い関心を持ち注目していることを教育委員に伝えることも重要です。自治体によっては、教育委員会の傍聴に人数などの制限を設けることもありますが、ここ数年度の運動の成果により教育委員会側が定員を増やしたり傍聴をしやすい改善もみられました。

本稿を執筆している7月末の時点で、既にいくつかの自治体で採択の結果が出ています。前記「子どもと教育を守る三多摩の会」では、各地の展示期間や採択日、採択結果などを集約し、9月15日に三多摩地域の採択結果の交流を行う予定です。

安倍改憲 NO!!3000 万署名の取り組み

三多摩法律事務所の 3000 万署名の取り組み

三多摩法律事務所 川口 周地

三多摩法律事務所では、新年号ニュースに署名用紙を同封したり、待合室や相談室に署名用紙を設置するなどして、依頼者や相談者から署名を集め、7月時点でその数は3000筆を超えました。

また、三多摩法律事務所と三多摩労連、三多摩革新懇が中心となって準備を進め、3000万署名運動を地域において盛り上げ推進するため、「安倍9条改憲 NO!三多摩市民アクション」を今年1月に立ち上げ、2月27日に交流会を開催しました。三多摩市民アクションでは、各地域から署名活動の情報を事務局に寄せてもらい、それをもとにニュースレターを作成し、ほぼ週1回のペースで発行をしてきました。それぞれの地域で、どんな工夫をしているかや署名活動の励みになるエピソード、集会・企画のお知らせなどをニュースとして届け、三多摩地域の3000万署名運動を盛り上げるために頑張っています。



6月に1350万人分の署名が提出されたことにより、運動も一段落といった雰囲気もあります。そ

こで、秋の臨時国会に向けて、署名運動に取り組む元気を共有するため、活動交流集会を 7 月 25 日に開催しました。全国市民アクションの長尾ゆりさん（全労連副議長）から、情勢と今後の方針をお聞きし、参加者は、三多摩各地の活動と到達点、市民の反応、今後の計画などを交流しました。

また、安倍政権のもとでの改憲に反対しようと、事務所の弁護士が中心となって準備を進め、「9 条改憲に反対する弁護士会多摩支部有志の会」も結成されました。6 月 1 日に立川駅北口での駅頭宣伝が行われ、同月 8 日には、一橋大学大学院の阪口正二郎教授を講師に招き、「9 条改憲のアブナイ罠」と題して学習会が行われました。

こうした取り組みと平行して、顧問先や地域の民主団体から寄せられた多数の改憲に関する学習会講師要請に応え、安倍政権における 9 条改憲の問題点を多くの市民に伝えています。

各事務所の 3000 万署名の取り組みの経験

あかしあ法律事務所

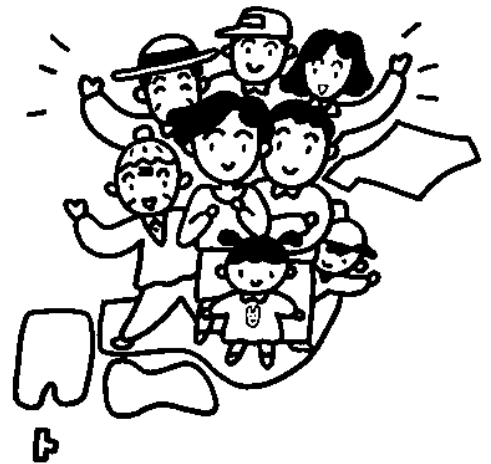
2018 年 2 月に新宿平和のための戦争展チラシに署名用紙を同封して関東の依頼者宛 515 通を郵送。

2018 年 6 月の事務所ニュース 1340 通に署名ハガキを同封。

若干ダブル人もおりますが、相談室での集約を含め上記の到達です。

東京法律事務所

コツコツと手紙を出したり、道端で会った友人に渡したり、打合せ室に署名用紙を置き、お待ちの間に書いてもらうなど日々の生活の中でチャンスをつくり、一筆でも多く集めるようにしています。



渋谷共同法律事務所

事務所ニュースに同封したところ 776 筆とかつてなく多くあつまりました。注目されていたのと、はじめて料金別納で返送封筒を同封した成果と思います

3000 万署名弾圧事件の報告と小金井市議会決議

三多摩法律事務所 高島 健人

1 はじめに

この事件は、安倍政権の改憲の動きに反対し、憲法を守る運動に参加している A さん（80 歳）、B さん（70 歳）、C さん（74 歳）の 3 名が 1 組となって「安倍 9 条改憲 NO! 3000 万人署名」活動のためにマンションに立ち入ったことに対して、小金井署が住居侵入罪にあたるとの嫌疑をかけ、

当日、3名をなかば強制的に現場から本署に連行したうえ、取り調べを行なった事件である。弁護団は、長尾宜行団員、佐藤由団員、私である。

事案の概要などについては、支部ニュース 534 号(2018 年 5 月号)に掲載しているため、そちらを参照いただきたい。

2 住居侵入罪の成否について

住居侵入罪にあたるには、「侵入」すなわち管理権者の意思に反する立ち入りであることを要し、当該建造物の性質、使用目的、管理状況、管理権者の態度、立ち入り目的等からみて、現に行われた立ち入り行為を管理権者が容認していないと合理的に判断されなければならない（最判昭和 58.4.8）。

本件における立ち入り目的は、9 条改憲の反対を呼びかける署名活動である。署名活動は、紙とペンさえあれば誰もが行うことのできる表現活動であるとともに、その性質上、受け手と対面して自らの意見を伝えることではじめて意味を持つものであるから、憲法 21 条 1 項により厚く保障されるべきものであり、立ち入り目的が正当であることは明らかである。

また、本件で問題となったマンションは、外部から扉やドアの開け閉めをすることなく、直接各戸のドアまで行けるような構造になっており、部外者の立ち入りが禁止されていることが明らかのような外部と隔絶したマンションではない。3 名は白昼に門扉のない出入口から徒歩で立ち入り、各室玄関ドア前まで徒歩で外階段を昇降して署名活動を行ったにすぎず、署名活動は平穏のもとに行われた。立ち入った場所もマンションの共用部分であり、居住者だけでなく郵便や宅急便の配達員といった外部者も立ち入ることが予定されている場所である。

以上の点などからして、弁護団は事件発生当初から、本件では管理権者が 3 名の立ち入りを容認していないと合理的に判断されるときにはあたらず、住居侵入罪は成立しないと考えて、事件対応にあたった。

3 小金井署による捜査の中止

小金井署は、3 名がマンションに立ち入った当日に取り調べを行ったほかは、後日に呼び出しをすることのないまま、約 2 ヶ月にわたって 3 名を被疑者として扱い続けた。しかし、5 月 30 日になって突然、小金井署から長尾団員に「これ以上の捜査はしない」との連絡があったことで、思いがけない形で捜査が終結することになった。

本来は、刑事手続上送検しなければならないところ、途中で捜査を中止するのは異例といえる（なお、長尾団員に連絡を入れた警察官は微罪処分ではない旨話している）。

4 勝利報告集会の開催

7 月 5 日に勝利報告集会が開催され、長尾団員から本件における小金井署の対応が如何に違法かつ異常なものであったか報告がなされた。

長尾団員は、3 名による立ち入り行為が住居侵入にあたらないのはもちろんのこと、3 名はインターホン越しに署名への協力を呼び掛けただけで、現場においてマンション住民とのトラブルは全くなかったことを訴えた。すなわち「事件」はなかったのである(仮



にマンション住民からの通報があったとしても「事件」になるようなことではなく、駆け付けた警察官としては、3名に対して、通報があったこと、今後の同様の活動にあたっては配慮すべきことを告げれば十分なはずである。にもかかわらず小金井署は、警察官10名以上、パトカー3台、白いワゴンの警察車両1台を現場に到着させて、まるで重大事件であるかのようにして3名を小金井署まで不当に連行したのであり、現場での対応が異常であったことは明らかである。

また、国民救援会三多摩総支部から、事件発生後の対応の早さ・全国的な支援が集まったこと(870通を超える全国からの団体署名)・9条を守ろうという市民の声を基盤にした幅広い共闘が、警察による捜査中止という今回の結果につながったとの報告がなされた。

そして最後に、当事者である3名の方から喜びの声や今後の署名活動における決意などが述べられた。

5 本件に関する小金井市議会決議の可決

小金井市議会は、7月3日、小金井市議会本会議において、本件が「事件」として作られたものであり、小金井署が表現の自由及び請願権で保障された署名活動を住居侵入として妨害したことは民主主義の否定であるとして、不当な連行事件に抗議し、3名に謝罪を求める旨の決議を賛成多数で可決させた。右決議が賛成多数で可決したことは非常に意義のある出来事であると同時に、小金井署の現場における違法かつ異常な対応が浮き彫りになったものといえる。

6 最後に

本件は、「憲法」という国民にとって最も重要な課題についての市民の活動に対して、警察権力が弾圧を行った特筆すべき事件であり、決して軽視することのできないものである。

日本大学の非常勤講師 8 名が提訴

東京法律事務所 本田 伊孝

1 はじめに

本件は、学校法人日本大学の運営する日本大学(以下「日大」)の非常勤講師の原告ら8名が、原告らの所属する首都圏大学非常勤講師組合・日大ユニオン準備会(以下「組合」、日大の組合員約70名)が「非常勤講師ゼロ化計画」(以下「ゼロ化計画」と呼ぶ日大の計画)に基づき日大が原告ら非常勤講師を雇止めし、あるいは2018年度のコマ数を削減したことに対し、雇止め及びコマ数削減はいずれも違法・無効であるとして、2017年度ないし従前どおりのコマ数を担当する労働契約上の権利を有する地位の確認とこれに基づく差額賃金及び損害賠償を請求する事案です。8名もの大学の非常勤講師が裁判で闘うことは極めて珍しいと考えられる。



2 日大と非常勤講師

日大では、教員の59%、(通信教育部を除く全学部平均、文系の七学部に限れば73%)が非常

勤教員で、履修科目の3分の1強の講義が非常勤講師に担われています。原告らのほとんどが日大以外の大学でも非常勤講師をしており、一コマ一コマが生計を立てるために重要となっている。

3 組合が呼ぶ「非常勤講師ゼロ化計画」

(1) 首都圏の主要大学が無期労働契約への転換を潜脱することを目的に、更新五年上限規定を新たに設けようとしたが、組合が早稲田大学等を相手に果敢に闘い、多くの大学で更新五年上限規定を撤回せざるを得なくなった。

(2) そうした最中、日大は「ゼロ化計画」（組合が名付けた日大の計画）を策定し、非常勤講師を全員雇止めにしてゼロにし、5年雇止めの非常勤講師だけにしようとする計画に着手しました。

具体的には、非常勤講師には従前雇用契約書がありませんでしたが、2016年4月1日以降、非常勤講師契約書兼務労働条件通知書が作成され、同契約書には更新五年上限規定が記載されるようになりました。そして、日大の本部の指示の下、各学部で授業科目数の二割削減目標、専任教員の標準担当講義（コマ数）を5から8（1.6倍）に増加させる目標が立てられ、実行に移されつつあります。

さらに日大は、2017年10月6日に非常勤講師就業規則及び非常勤講師規程を新設し、2016年4月1日以降採用の非常勤講師に対する更新5年上限規定も定めました。

「ゼロ化計画」は、日大自身が「非常勤講師に係る対応」において吐露しているように、無期転換申込権、ひいてはその趣旨の雇用の安定を敵視し、非常勤講師を従前どおり不安定かつ低処遇で活用することを目指しているものです。

4 雇止め及びコマ数の削減は違法・無効

(1) 機管理学部及びスポーツ科学部は2016年4月に新設された学部で、完成年度（学年進行終了時の4年）の2020年3月までの継続雇用を原告ら4名に期待させるものでした。そうすると、雇止めとなった原告一名について、当初契約締結時に少なくとも合計四年間の雇用期間まで更新される旨の合意が存在しており、仮に合意の存在が認められない場合でも四年間の契約更新への高度の合理的期待が認められといえます。

(2) 本件雇い止めは、「ゼロ化計画」の一環というべきもので、無期転換申込権、ひいてはその趣旨の雇用の安定を敵視し、非常勤講師を従前どおり不安定かつ低処遇で活用することを目指しているもので、無効です。同様に「ゼロ化計画」の一環であるコマ数削減も、違法・無効です。

(3) 皆様からのご支援、ご協力をお願いしたい。（弁護団は、小部正治弁護士、平井哲史弁護士、中川勝之、本田伊孝弁護士及び平井康太弁護士です）。

杉並区長選挙の御礼とご報告

杉並総合法律事務所 三浦 佑哉

杉並区長選挙（2018年6月24日投票・25日開票）に立候補した三浦佑哉です。団支部の皆様方には物心両面で多大なご支援をいただきました。心から感謝申し上げます。

結果は現職の田中良区長が73,233票、私が37,067票。過去の2位の得票数を大きく上回った、政党主導ではなく市民主導で盛大に選挙をたたかえた、無名新人でこれだけ取れば大きな成果だ、現職に大きなプレッシャーを与えられたなど、お褒めと評価の声もいただきますが、やはり私や市民団体

「つながる会・杉並」としては決して満足できる結果ではありませんでした。

私を候補者として擁立していただいた「つながる会・杉並」には、杉並区長選挙としては過去前例のない支援体制を整え、本気で勝つための選挙をしていただきました。宇都宮健児さんや山本太郎さんへの応援要請、ユニークな宣伝活動の実施、約20回ものタウンミーティングの開催、連日連夜の街頭宣伝、リーフや地域ごとのビラ作成……等々、楽しくかつ幅広く一緒につながって選挙ができました。山添拓団員をはじめ、多くの団員の皆さんにも色んなイベントに参加していただきました。投票日が近づくにつれ、街頭の有権者の反応も大きく変わり、多くの方々の期待と手ごたえを感じていました。

それだけに、何とか勝ちたかった、せめてもっと迫りたかったというのが本音です。

最大の敗因は、私の力不足にありました。今後も一層、自由法曹団等の活動を通じて、自分を高めていく必要があるということを痛感しています。

加えて、杉並区における野党共闘の「ねじれ」も残念なこととして印象に残りました。立候補する前から、杉並区での野党共闘が国政での野党共闘のように簡単にいかない可能性があることは分かっていましたが、予想以上の現職田中陣営による議員の締め付けもあり、最後までそれを解消できませんでした。これは、今後の杉並区政における市民活動の大きな課題です。

力を使い果たしてグッタリしているところに歴史的な猛暑が襲い、さらにグッタリしている今日この頃ですが、私と「つながる会・杉並」の政策、①区民の声を聞く区政、②区民のくらしに税金を使



う区政、③クリーンな区政、④憲法を生かす区政という政策に共感し、票を投じていただいた 37,067 人の皆さんのために、今後も杉並区を変えるための活動、現区長の行いをチェックする活動を精力的に行っていきます！

なお、6月16日に高円寺駅前で行った街頭宣伝には、20名超の団員の方々にご参加いただきました。その後の懇親会で、翌日の第一声に備えるため早々に帰らされたことには大きな不満が残りますが、多数の皆様にご参加いただいたことは本当にうれしかったです。

改めまして、杉並区長選挙へのご支援、心より感謝申し上げます。

団女性部 50 周年

記念シンポジウムとレセプションへのお誘い

女性部長 中野 和子

9月14日、女性部（婦人部）創立50周年記念シンポジウムとレセプションが行われます。

1968（昭和43）年10月に「婦人労働者との交流会」ご案内という資料が自由法曹団婦人部名で発出されており、その中に、「本年5月に自由法曹団婦人部が発足してからはじめてのとりくみ」と記載されています。

1970年10月31日の婦人労働者との交流会では、約80名の労働者が参加し、坂本福子団員、土生照子団員、中村時子団員、平山知子団員、福地絵子団員、大國和江団員、大森典子団員、椎名麻紗枝団員、上田誠吉団員が参加されていました。

1979年の第14号ニュースには、上田誠吉団長の「親として、夫として」題した閑話が載っています。同年、国際民主法律家協会のケンブリッジの国際会議へ金野和子団員と増本敏子団員が参加し、モスクワの国際児童世界会議に増田祥団員が参加したとして、国際活動の記録があります。この年に年会費2000円が定められたとのことです。

日弁連に両性の平等委員会が作られたいきさつ、1983年に日弁連大会で農業婦人の地位に関するシンポジウムが開かれたこと、日弁連人権大会で「男女が平等に働くために」とのシンポジウムが開かれたこと、1985年には国際婦人の10年のナイロビ大会に参加したこと、1986年9月に労基研報告に対する意見を「主として女性の立場から」と題して意見書を出したこと、「国家秘密法を許さない婦人のつどい」に対して当時の日弁連会長がメッセージを寄せていること、小森香子さんの「芽ぶきの朝を」という詩が婦人部報告書に掲載されていること、1987年6月の国際民主婦人連盟モスクワ大会に久米弘子団員、倉内節子団員と参加した際の報告がされていること、などニュースから報告書へと婦人部の活動の発展の歴史が保存されています。

これらの懐かしい資料も、9月14日には展示することとしますので、是非、各事務所からご参集ください。

記

2018年9月14日（金）団女性部50周年記念シンポジウム

時間 午後2時から5時（開場は1時30分）

場所 ルポール麹町（千代田区平河町2-4-3）

電話 03-3265-5361

レセプションは午後5時30分からとなります。

会費 お一人5000円

サマーセミナー

松尾匡立命館大学教授講演の案内(その2)

幹事長 野澤 裕昭

なぜ、それでも安倍政権は続くのか

～この経済政策が改憲を阻止する

松尾匡立命館大学経済学部教授の講演紹介の続きです。

松尾教授は、近著に「そろそろ左派は〈経済〉を語ろう」という本を出版されている。これは三者の鼎談を本にまとめたものです。ヨーロッパで現在繰り広げられている左と右からの反緊縮の波を紹介し、金融緩和と政府支出の組み合わせは、欧州ではスタンダードな左派の経済政策であるとしてい

る。アベノミクスの第1の矢、第2の矢は、イギリス労働党ジェレミー・コービンがいう「人民の量的緩和」と同じであり、ギリシャの政権与党シリザ（急進左翼連合）、メランション（フランス・左翼党）も同様。欧州では、左派が「金融緩和+財政出動」の経済政策を唱え、日本では右派の安倍政権が唱えるというネジレ現象がある。しかし、アベノミクスと欧州左翼の反緊縮政策の決定的な違いは、後者は経済を民主化することに目的があるのに対し、前者は選挙で勝つための手段に過ぎないという点にある。だから、アベノミクスは、政策は中途半端で、選挙前に一時的に積極財政をとるが、選挙後はまた引き締めに戻るということを繰り返す。介護保険や生活保護などの社会保障費は縮小し、労働時間規制を緩和する。

これに対して、左派こそ力強く反緊縮を訴えるべき。景気対策として社会保障分野に投資するのが左派本来の経済政策である。子育て支援、保育士の給与アップ、保育所増設、介護、給付型奨学金、大学の学費無料化など行い、物を買う力を増やす。「人への投資」（ジェレミー・コービン）を行うことで、景気が良くなり、国民の収入が増えることで国の借金も返すことができる。これが現実的な財政再建である。

しかし、イギリスでは、保守党だけでなく、ブレア労働党も第三の道と称して緊縮政策を継続した。ブレアは支持を失い、第三の道は失敗した。日本の旧民主党はブレアと酷似していた。

その後、デフレ不況が進行し国民が疲弊するなか、ケインズ経済に立脚した積極的経済政策である反緊縮派が台頭し、国民から支持を受けた。今、ヨーロッパでは、右派ポピュリズム・排外主義と左派反緊縮・国際連帯主義とのたたかいが繰り返されている。

しかし、日本では、安倍政権が一部反緊縮政策をとり一定の経済指標の改善が認められる一方で、民主党は分裂し未だに緊縮政策を変更しようとしないうちで、国民は民主党政権時代に比べれば安倍は「マシ」という選択をしている。安倍政権は、アベノミクスで選挙に勝利し、見せかけの多数をもとに改憲を狙っている。

上記は著書からの紹介ですが、松尾教授に面会した際、以下の質問をしたので紹介します。

安倍政権が選挙で多数を得ている理由はわかったが、選挙で多数をとっても、必ずしも憲法改正国民投票で多数を取れるとは限らない。改憲阻止のために、左派が経済政策（反緊縮）を打ち出すことは迂遠ではないか。

松尾教授は、確かに選挙と国民投票は違う。しかし、国民生活は憲法だけではない。国民のための政治を実現するには、経済を無視できない。憲法を守るという視点からも、仮に、安倍の憲法改悪は阻止できても、選挙で右翼ポピュリズムに負ければ、結局、憲法の実質的価値が掘り崩され、憲法が滅びることになる。総合的な対抗政策を持たなければならないということのことでした。

7月大田品川地域幹事会議事録

1 国内外の情勢

ア 国際情勢

- ・米朝首脳会談（6月12日）後、北の核放棄進展せず。懐疑論が巻き返す。北は、核放棄の前提として米に朝鮮戦争終結宣言を要求。
- ・米ロ首脳会談で、トランプがロシアより発言をし米国内で強い反発を受ける。

- ・トランプのポピュリズムが世界政治・経済に混乱をもたらしている。

イ 国内情勢

- ・国会終了 働き方改革関連法、カジノを含む総合型リゾート (IR)、参議院定数を 6 増する公職選挙法改正案など成立。国民投票法改正案は提出されただけ。

野党はモリカケ疑惑追及の集中審議要求も不発。

- ・内閣支持率若干下落、不支持 47%が支持 45%を上回る（日経・テレ東）。自民党支持率も下落。カジノ、改正公選法が影響か。

- ・安倍首相 20 日、9 月自民党総裁選で「憲法改正が大きな争点となる」

- ・今後の政治日程

2018 年 10 月？臨時国会

2019 年 1 月通常国会

4 月統一地方選挙

5 月 1 日新天皇即位（4 月 30 日退位礼正殿の儀、10 月 22 日即位礼正殿の儀、20 年立皇嗣の礼）

6 月から 7 月頃参議院選挙

自民党総裁選後、かなりタイトだが臨時国会での原案提出等 19 年 7 月の参院選までの発議に向けた手を打つてくると構えておいた方がいい。

2 憲法

- ア 自公、7 月 5 日、衆院憲法審査会で国民投票法改正案の審議入り（商業施設などへの共通投票所の設置、期日前投票時間の弾力化、洋上投票の拡大など）。改選原案の憲法審査会への提出は阻止。

- イ 3000 万署名（団支部目標 5 万筆）。→9 月末日を新たな集約日に。

現在の支部での集約状況、3 万 1147 筆。目標 62 パーセント到達

3000 万署名が改憲阻止運動の大きな柱であることは確か。しかし、署名以外の法律家の果たせる役割、運動に関わっていく方法も模索していく必要がある。

→ 新しい層へのさらなる署名の拡がりも目指していく。支部としても 9 月末を一つの集約時期として継続していく。

- ウ 改憲阻止に向けて

- ・年末に向けて学習会の回数に団支部として目標を設けてはどうか
- ・改憲 4 項目についてわかりやすい宣伝物を作ってはどうか（本部の意見書等より分かりやすい市民向けのものを）

3 都政問題

- ア 新宿区公園使用規制問題について

- ・都内各地の公園使用規制調査結果

区立公園を対象に調査。共産党区議団の調査によると、港区、新宿区、目黒区、大田区、渋谷区、杉並区に新宿区同様の内規等による規制あり。

- ・新宿区公園規制問題の取組状況について（平井哲史団員）

道路の使用許可申請には、出発地の記載を求められる。出発地として公園が使用できないとなるとデモ自体が規制されることに繋がる。

表現の自由に対する制約であることはもちろん、議会無視の動きであることも大問題。

新宿以外では新宿のような規制はないことが調査結果から明らかになれば、新宿区の異常性を浮き彫りにできる。そうなれば記者会見等で世論に訴えかけることも検討する。支部執行部からサマーセミナーで調査結果の報告ができれば。

イ 新宿区長から区内警察署に対する高齢者個人情報の提供について

4 支部運営について

- ・ HP の改善, SNS 活用を利用した発信について→Facebook での連携は進めている。HP の改定も進行中。
- ・ 執行部の活動費を増額する件。本幹事会以前, FAX ニュース等で周知。
→本幹事会にて執行部活動費増額案, 承認。

◆沖縄 PT

8 月 11 日の県民大会へ参加。沖縄支部団員との情報交換。1 人 2 万円を目処に補助。→本幹事会にて承認。但し, 補助受給者は報告書や幹事会での報告等今後支部活動に参加すること。

■都道補助 29 号線 事業認可処分取消訴訟 (菊地智史団員)

事業計画が昭和 21 年。50 年前の計画を闇雲に進めようとしている。

本案上のメイン論点は延焼遮断効果の有無。原告団 70 名程度。

訴訟の進行としては, 第三回期日までに本案上の主要論点につき双方の主張が出揃った形。次回から周辺住民の原告適格についてのやりとりになる予定。

同種の訴訟は全都で 10 件程度, 弁護団で横の連絡も定期的にやり取りしている

■ 東京南部事務所のこの 10 年の憲法活動 (海部幸造団員)

弁護士 9 条の会・おおた, 戦争法廃止オール大田実行委員会, 安倍 9 条改憲 NO! オール大田区民アクション, 大田憲法会議, 憲法改悪反対大田区共同センター, これらに加え南部事務所独自の取組等報告

■城南保険生協よろず相談報告 (佐藤誠一団員)

城南保険生協が運営する大森中診療所にて月 3 回実施。法律以外のよろず相談に加えて, 月 3 回法律相談の機会も設けられているという形。事務所外での法律相談を増やす機会に繋がる。相談枠もほぼ埋まる需要があり盛況。病院での法律相談というのは機会創出の一つの着眼点ではないか。よろず相談。

《当面の日程》

【埋めるな! 辺野古 沖縄県民大会に呼応する 8. 11 首都圏大行動】

日時: 8 月 11 日 (日) 11:30 集合 12:30 デモ出発 ◆県民大会の一部中継予定◆

場所: 東池袋中央公園 (サンシャイン 60 隣り 東京都豊島区東池袋 3-1-6)

主催: 沖縄県民大会に呼応する 8.11 首都圏大行動実行委員会

協賛: 「止めよう! 辺野古埋立て」国会包囲実行委員会

賛同: 戦争させない・9 条壊すな! 総がかり行動実行委員会

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険＋団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特徴（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単です！**

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

＜保険料表＞

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間 満年齢	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

＜保険料表＞

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間：70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年

支払対象外 期間 満年齢	372日		737日	
	男性	女性	男性	女性
25歳～29歳	993	875	949	843
30歳～34歳	1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳	1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳	2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳	3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳	4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳	6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳	6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

＜取扱代理店＞

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 橋本ビル3F
TEL: 03 (3405) 8661

＜引受保険会社＞

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区麹町3-7-3
TEL: 03 (3593) 5112

(SJ13-08976、平成25年11月11日)